

岡事指 3 0 2 0 0 号

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

各介護保険施設 施設長 様

各介護保険事業所 管理者 様

岡山市事業者指導課長

令和 7 年度岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金(下半期)について(ご案内)

平素は、本市の高齢福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

また、介護・障害福祉サービス事業所においては、利用者やその家族の日常生活に欠かせないサービスとして、施設・事業所の運営に取り組んでいただいているところです。そのような中で食材料費の物価高騰の影響により、運営上大きな影響が出ていることから、引き続き市内の介護・障害の施設・事業所に対して、事業規模に応じた支援金を支給いたします。

つきましては、申請受付を開始いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、前回から支援金の計算方法が変更となっておりますので、要綱等をご確認の上、申請くださるようお願いいたします。

支援金を事業運営に活用し、市民の生活を支援する福祉サービスの提供継続にご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 支援金の申請

※別紙「岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金の申請について」をご確認ください。

2 申請受付期間

令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水）から令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）まで

3 スケジュール(予定)

令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水） 申請受付開始

随時 申請内容の審査・支援金支払

令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金） 申請期限

4 問い合わせ先（入所施設について）

事業者指導課施設係 TEL：086-212-1014

E-mail：[ji-shidou@city.okayama.jp](mailto:ji-shidou@city.okayama.jp)

岡山市高齢者・障害者施設等運営支援金の申請について

1. 事業の目的について

物価高騰の影響を受けている岡山市内の高齢者・障害者施設等の負担を軽減し、サービスの質の低下を防ぐため各施設に対し予算の範囲内で高齢者・障害者施設等運営支援金を支給する。

2. 対象事業所

介護サービスを提供する施設（対象サービスの種別は4項のとおり）

3. 前回からの主な変更点

岡山市の支援金の計算方法が変更になっています。

4. 支給要件・支給額

(1) 対象施設と支援金の基準額

令和7年10月1日までに開設し、申請日時点で事業を行っている施設

| 区分   | サービスの種別（介護予防サービス含む）                                                             | 基準額            |
|------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 入所施設 | 介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く） | 食材料費 1,500円／人月 |

(2) 計算方法

別添「（下半期）R7運営支援金計算シート」をご利用ください。

令和7年10月1日までに事業開始した場合 岡山市支援金額（要綱第3条による額）

令和7年7月～令和7年9月の延利用者数（＊）

令和7年7月～令和7年9月の食事を提供した日数

×

令和7年10月から

令和8年3月まで

の開所月数（＊＊）

×

基準額

（上記参照）

（＊）延利用者数は食事の提供を受けた利用者に限ります

（＊＊）開所月数は食事を提供する月数に限ります（予定含む）

(3) サービス種別ごとの注意事項

- ・入院・外泊などにより一時的に入所者が施設以外の場所で過ごしている場合、食材料費

(食費)を負担している方は数に含めてください。

- ・特別養護老人ホームで、空床型の(予防)短期入所生活介護を提供している施設においては、空床型の(予防)短期入所生活介護利用者数も特別養護老人ホームの入所者数に含めて、高齢者福祉課へ申請してください。併設型の(予防)短期入所生活介護を提供している施設においては、併設型に該当する支給対象者について、事業者指導課施設係に申請してください。また、単独型の(予防)短期入所生活介護を提供している施設も事業者指導課施設係に申請してください。
- ・短期入所療養介護を提供している介護老人保健施設、介護医療院は短期入所療養介護の利用者数も含めてください。

#### (4) 共通の注意事項

- ・支援金は、全額を食材料費の物価高騰に係る経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)に充当すること。
- ・令和8年3月31日までは事業を継続すること。
- ・利用者数には要支援・要介護の方の両方を含みます(介護予防事業所として別の申請を出す必要はありません)。
- ・同一の事業所で複数のサービスを提供している場合、サービスの種別ごとに申請が必要です(利用者数のカウントが重複しないようご注意ください)。

## 5. 申請方法

岡山市電子申請サービスから申請してください。

岡山市電子申請サービス：

[https://apply.e-tumo.jp/city-okayama-okayama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=51812](https://apply.e-tumo.jp/city-okayama-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=51812)

申請者は、上記のURLから必要な事項を入力し、確認後、申込ボタンを押して送信してください(申込ボタンを押した後に入力内容の控えを印刷することが出来ますので、お手元に必ず保管してください。)

例) 利用者登録せずに申し込む場合の流れ

URLより 利用規約に同意

メールアドレスの入力 → 完了する

入力したメールアドレスに届いたメールから申込画面に進む

申込画面に必要事項を入力

確認へ進む

入力内容を最終確認 → 申込む(PDFファイルを出力する：保管)

申込受付メールが届く(整理番号・パスワード通知：保管)

《申請者》

運営している法人名で申請してください。

《事業所番号》

33から始まる10桁の事業所番号を入力してください。

《施設・事業所名》

岡山市へ届け出ている施設・事業所名を入力してください。

《施設種別等》

プルダウンメニューで該当する種別を選択してください。

《施設・事業所の住所又は所在地》

岡山市へ届け出ている施設・事業所の住所又は所在地を入力してください。

《電話番号・FAX番号》

岡山市へ届け出ている施設・事業所の電話番号・FAX番号を入力してください。

《事務担当者氏名・担当者連絡先》

申請書の内容が確認できる担当者の氏名及び連絡先（携帯可）を入力してください。

《支給対象利用者数》

令和7年7月～令和7年9月の食事の提供を受けた入所者・利用者数を食事を提供した日数で除して得た人数を入力してください。小数点以下については、小数点第1位以下切り捨て整数にしてください（赤本に載っている人員基準上における通常の前年度平均値（平均利用者数）と考え方が異なるためご注意ください）。「R7運営支援金計算シート」をご利用ください。

《開始月》

令和7年10月1日以前に開始している事業所は10月と記入してください。

《支給金額》

「4.（2）計算方法」（「（下半期）R7運営支援金計算シート」）により算出した額を入力してください。

《振込先》

申請者（運営している法人）名義の口座をご準備ください。入力された（高齢者・障害者施設等運営支援金申請書兼請求書（様式第1号）に記載された）金融機関の口座へ支援金を振り込みます。

《支援金計算シート》

「（下半期）R7運営支援金計算シート」を添付してください。

## 6. 申請受付期間

令和7年10月15日（水）～令和7年12月26日（金）

## 7. 給付の決定及び給付金の支払い

申請書の受理後、内容の審査を行い、支給決定通知書（様式第2号）または不支給決定通知書（様式第3号）を送付します。

支給が決定された場合は、入力された（高齢者・障害者施設等運営支援金申請書兼請求書（様式第1号）に記載された）金融機関の口座へ支援金を振り込みます（随時）。